

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 10 月 1 日

株式会社インターネットレボリューション

株式会社インターネットイニシアティブ

2022 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示書面

吸収分割会社： 東京都中央区銀座一丁目 11 番 1 号
株式会社インターネットレボリューション
代表取締役 正延 光弘

上記存続会社： 東京都中央区銀座 1 丁目 11 番 1 号
株式会社コナミデジタルエンタテインメント
代表取締役社長 早川 英樹

吸収分割承継会社： 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役 勝 栄二郎

株式会社インターネットレボリューション（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社インターネットイニシアティブ（以下「承継会社」といいます。）は、2022 年 8 月 8 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2022 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社の法人向けインターネットプロバイダ事業及びクラウド再販事業（以下「本件事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2022 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

- (1) 株主の差止請求手続

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 785 条の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続

分割会社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、会社法第 787 条の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述手続

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 8 月 12 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続

本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2022 年 8 月 12 日付の電子公告により株主に対して所定の事項を公告しました。なお、本吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易分割に該当するため、承継会社に対して、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき株式の買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議申述手続

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2022 年 8 月 12 日付の官報及び同日付の電子公告により債権者に対して所定の事項を公告しましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 10 月 1 日をもって、分割会社から本件事業に関する権利義務を承継しました。本吸収分割に際して承継会社が分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ 0 円です。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 10 月 10 日（予定）

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

分割会社は、株式会社コナミデジタルエンタテインメント（以下「KDE」といいます。）との間の 2022 年 8 月 8 日付吸収合併契約に基づく吸収合併により、本吸収分割の効力発生日と同日付で解散し、KDE が分割会社の権利義務の全部を承継したため、KDE 及び承継会社が共同して本書面を作成しました。

以上